

相模原市 地方税事務

全項目評価書（再評価案）の概要について

【問い合わせ先】相模原市 企画財政局 税務部 市民税課、資産税課
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-769-8221（市民税課）
042-769-8223（資産税課）

特定個人情報保護評価書は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）をコンピュータなどでの電子的な記録（以下「ファイル」という。）で保有する場合のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを事前に宣言するものです。

今回、特定個人情報ファイルを取扱う委託事務を追加することにもない、現行の評価書に追加して記載し、再評価を実施します。

再評価に係る変更記載の部分は、以下 **太枠二重線の囲み** で示します。

基本情報

事務の内容（地方税事務）

地方税事務は、地方税法及び相模原市市税条例等の法令に基づく以下の事務で、特定個人情報を取り扱います。

個人住民税に関する事務

固定資産税・都市計画税に関する事務

軽自動車税に関する事務

事業所税申告納付に関する事務

事務において使用するシステム

システムとはコンピュータを利用して、情報を電子的に取り扱う仕組みのことです。

（１）課税システム

市税の賦課帳に関する電算処理機能で、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税を含めた情報を全て保有・管理するシステムです。

（２）国税連携システム（eLTAX）

税務署に申告された所得税確定申告書データを受領するシステムです。

（３）審査システム（eLTAX）

給与・公的年金等の支払をする者から電子データとして提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領するシステムです。

（４）中間サーバー

情報提供ネットワークシステムと相模原市のシステムをつなぐシステムです。

（５）共通基盤システム

相模原市における各業務の宛名を束ねるとともに、中間サーバーへのデータ変換を行うシステムです。

保有する特定個人情報ファイル

（１）個人住民税課税情報ファイル （２）個人住民税課税情報ファイル（eLTAX）

（３）固定資産税・都市計画税課税情報ファイル （４）固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）

（５）軽自動車税課税情報ファイル （６）事業所税課税情報ファイル

（７）事業所税課税情報ファイル（eLTAX）

特定個人情報ファイルの概要

ファイル名	課税情報ファイル (個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税)	課税情報ファイル(eLTAX) (個人住民税、固定資産税・都市計画税、事業所税)
対象となる本人の数	10万人以上 100万人未満	
対象となる本人の範囲	<p>賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、または本市に住所はないが事務所・事業所を有する個人で、所得にかかる各種申告書等(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等)の提出があった者及びその被扶養者。</p> <p>納税義務者及び課税調査対象者</p> <p>賦課期日(4月1日)時点で本市内に軽自動車等の主たる定置場を有する者。(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していたものを含む)</p> <p>個人の事業所税の申告納付期限(3月15日)まで又は随時の申告書等(事業所税申告書、(期限後及び修正申告を含む)、減免申請書、更正の請求所等)の提出があった者。</p>	<p>国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)により課税資料を受理した者及びその被扶養者</p>
必要性	<p>個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要なため。</p>	
主な記録情報	<p>個人番号、その他の識別番号(内部番号)、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、連絡先、国税関係情報、地方税関係情報等</p>	<p>個人番号、4情報、連絡先、国税関係情報、地方税関係情報等</p>

事務担当部署	市民税課、資産税課	
	緑市税事務所、南市税事務所、情報政策課、まちづくりセンター(大沢、城山・津久井・相模湖・藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、荒磯、相模台、相武台、東林) 出張所・連絡所含む	
保有開始	平成29年3月	平成30年1月
使用開始	平成30年1月	平成30年1月
委託の有無 委託内容	<p>有</p> <p>課税システム開発・保守・運用 共通基盤システム開発・保守・運用</p> <p>市民税・県民税入力データ作成業務委託</p> <p>市民税・県民税特別徴収税額通知書の印字及び封入封緘業務委託</p> <p>市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務委託</p> <p>市民税・県民税課税事務等業務委託</p> <p>固定資産税・都市計画税納税通知書の印刷・封入・封緘 申告書(償却資産)のデータパンチ</p>	<p>有</p> <p>市民税・県民税入力データ作成業務委託</p>
提供・移転の有無 提供・移転先	<p>提供 有 移転 有</p> <p>・提供先 番号法第19条第7別表第2に定める情報照会者(厚生労働大臣, 都道府県知事, 市町村長等の他機関)等</p> <p>・移転先 本市庁内の他部署</p>	<p>提供 有 移転 無</p> <p>・提供先 国税庁長官、都道府県知事、市区町村長等</p>
提供・移転する情報 提供・移転の方法	<p>個人住民税関係情報</p> <p>・情報提供ネットワークシステム ・共通基盤システム 等</p>	<p>個人住民税の申告書情報等</p> <p>・eLTAシステム</p>
システム機器の設置場所	入退室管理を行っているセキュリティ区画へ設置	

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ファイル名	課税情報ファイル (個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税)	課税情報ファイル(eLTAX) (個人住民税、固定資産税・都市計画税、事業所税)
特定個人情報の入手に係るリスク対策	・窓口での本人確認、チェックの徹底	・定められた方法で必要な情報のみ入手する仕組みの構築
特定個人情報の使用に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築 ・システム操作のログ取得 ・ファイル利用者への研修、指導の徹底 	
特定個人情報の取扱いの委託に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについての事項を契約書に定めている 	
特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた方法で、必要な情報に限定して提供・移転する仕組みの構築 (提供先：他市区町村 移転先：庁内各課) 	
情報提供ネットワークとの接続に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築(生体認証) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークと接続はしない
特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ区画への保管 ・保存年限を経過したデータの消去 	

その他のリスク対策

- ・情報セキュリティポリシーに基づく自己点検の実施
- ・情報政策課による情報セキュリティ監査の実施
- ・職員、従業者に対する個人情報保護に関する研修の実施

開示請求・問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

相模原市 行政資料コーナー

相模原市中央区中央2 - 11 - 15

電話 042 - 769 - 8331

特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

相模原市 企画財政局 税務部 市民税課

相模原市中央区中央2 - 11 - 15

電話 042 - 769 - 8221 (市民税課)

042 - 769 - 8223 (資産税課)

評価実施手続

住民等からの意見の聴取

方法：パブリックコメント手続に準じて行う。

実施期間：平成30年2月15日～平成30年3月16日

第三者点検

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問